

# 総務文教常任委員会記録

平成28年2月24日

【開催日】 平成28年2月24日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時54分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総合政策部長	芳 司 修 重	公営競技事務所長	上 田 泰 正
公営競技事務所 主任	中 村 潤之介		
総務部長	中 村 聡	人事課長	城 戸 信 之
人事課人事係長	山 本 満 康	人事課給与係長	古 谷 雅 俊
税務課長	古 谷 昌 章	税務課主幹	藤 山 雅 之

【事務局出席者】

事務局長	古 川 博 三	主査兼議事係長	田 尾 忠 久
------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第7号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算  
(第4回)について(公営)
- 2 議案第11号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

(人事)

- 3 議案第12号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 4 議案第13号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 5 承認第1号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について(税務)
- 6 陳情要望について

---

午前10時開会

---

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは付議事項に沿って進めてまいります。一点目議案第7号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4回)について執行部の説明を求めます。

上田公営競技事務所長 おはようございます。それでは議案第7号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4回)について説明いたします。この度の補正予算は、人事院勧告に基づく給与改定に伴うものであります。なお歳出の組替えにより対応することからこれに伴う予算総額の変更はございません。補正の内容といたしましては、歳出において、人件費の調整として全体で23万1,000円を増額し、調整として予備費23万1,000円を減額しております。それでは5ページ、6ページをお開きください。1款競走事業費1項総務管理費1目一般管理費23万1,000円の内訳は、2節給料が3万1,000円、3節職員手当等が15万4,000円、4節共済費が4万6,000円となっております。よって人件費総額23万1,000円を増額

し、予備費で調整しております。結果、歳出総額は、差引きにより92億4,501万2,000円のまま変わりありません。以上です。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。

中島好人副委員長 これに関わって職員の人数や臨時職員等の職員体制がね、今どういうふうな状況になっているのかという点も併せて。それからこの増額の対象者は、何人か、その辺の状況も併せて御報告していただければというふうに思いますが。

上田公営競技事務所長 職員の体制は、職員4人のうち3人が正規職員、一人が去年4月から再任用になっております。体制としては引き続きこの体制を続けていきたいと考えております。

河野朋子委員長 対象者については。

上田公営競技事務所長 済みません。人件費の対象については、その4人に対するものでございます。

大井淳一郎委員 今、中島副委員長が聞こうとしていたのは、4人体制であるがために、時間外手当とかが発生して、その体制で十分でなかったのではないかと思うのですが、今回時間外手当等が増額になった要因はどこにあるのか、その点を示していただければと。

城戸人事課長 時間外手当の御質問でございますけれども、この増額になった要因につきましても人事院勧告による上昇分で既にお支払いしている時間外手当についての差額ということでございます。

河野朋子委員長 時間数が増えたとかそういうことではないということよろしいですね。そういう質問でしたね。ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打

ち切り、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論はなしということで採決に入ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成ということで本議案は可決すべきものと決しました。

中島好人副委員長 これは要望ですが、オートの審査に当たって、アンケートやいろいろ取組をされているのは、情報はよく分かるわけですが、もう一つ分からない点では、山陽オートの概要ですね、全体がこういうふうになって、今全体はこういうふうでというのが、よく議会報告会の中で、山陽オートの状況はどうなっているのかという点ですね、例えば視察団が来たときに、こういうふうになってますと概要みたいなそういうものがあればですね、今度の予算委員会のときにも併せてその辺のところを資料として提出していただければというふうに思いますけれども。

河野朋子委員長 その辺の準備はできますでしょうか。

上田公営競技事務所長 その辺の資料については準備してまいります。

河野朋子委員長 それではオートのほうから報告事項があるということです。

上田公営競技事務所長 それでは2点ほど報告がございます。まず1点目は競輪の場外発売所でありますサテライトでの拡充状況ということで、先日山陽場においても山口市阿知須町に近い宇部市東岐波の防府競輪の場外発売所のサテライトにおいて、2月19日からオートレース宇部として発売開始となりました。これについてはオート業界として12月の委員会でも報告しましたとおり昨年3月からオートレース石狩に続いて、また平成27年に入りますと4月のオートレース宮崎、9月の秋田県オートレース男鹿、10月の同じ秋田県オートレース六郷が開設され、12月にはオートレース大阪、それから青森県のオートレース六戸がオーブ

ンしております。そしてオートレース宇部のこの共用場外所で、14か所目ということで、この分でオートレースの発売機会の拡充を図っているところでございます。今後も販路拡大に向けて業界全体で推進していくように進めており、更に空白地帯を埋めていくように努力してまいります。それからもう1点のところなんですが、小野田中学校での選手による講話ということで、山陽小野田市におけるまちづくりの一環として先々週になりますけど、2月12日に小野田中学校の立志のつどいでオートレースの選手による講話を行いました。小野田中学校では毎年中学校2年生を対象として、自己の生き方を追求する態度を育て、進路選択を次年度に控えて他者の将来に対する考え方や思いを共有して、共に学び高め合うことを目指す立志のつどいの式典が開催されています。今年はその式典の中で、オートレースの選手が、オートレーサーから学ぶと題して、進路講話を行いました。オートレーサーの体験談を通して、中学生として、今大切にすべきこと、夢に向かってどのように努力していくかということの尊さを子供たちに伝えていくことができました。また取組の効果といたしましては、そういったオートレーサーによる中学生への講話を行うことによりまして、マスメディアにも周知し、報道されることにより、こうした事業のピーアル効果が期待できるということで、実際にNHK、それからKRYによる放送、また宇部日報による報道が行われたところであります。こうした取組を通じて、オートレースの認知度の向上にも貢献できると考えております。今後もほかの、いわゆる観光面それからスポーツ振興面、福祉面などに関わりながら、オートレース事業を推進していくことは重要であると考えております。以上です。

河野朋子委員長 報告がありましたけれどこの件について何か。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それではありがとうございました。オートのほうは終わりたいと思います。入れ替わってください。よろしく願いいたします。

（執行部入替え）

河野朋子委員長 よろしいでしょうか。それでは次に移ります。議案第11号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、人事課より説明を

お願いいたします。

城戸人事課長 おはようございます。それでは議案第11号山陽小野田市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正は2点ございます。まず1点目といたしましては、職員給与条例の第4条関係、給料表の項でございますが、この別表に「一般職員給料表級別基準職務表」を定める改正でございます。これは、地方公務員法の改正によりまして、本年4月から本格実施されます人事評価制度に関連しまして、能力及び実績に基づく人事管理といたしまして、職務給原則を徹底するために、「地方公共団体は給与条例で等級別職務表を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するもの」と規定されたところがございます。したがって以上の趣旨を踏まえて、所要の改正を行うものでございます。

次に、2点目は、人事院勧告に基づく給与改定でございます。これは、国家公務員の給与につきまして、平成27年度の人事院勧告に基づく関連法案が可決されたことから、本市についても国に準じた職員給与の改定を行うため、関係団体との調整を進めてまいりましたが、この度、協議が整いましたので、所要の改正を行うものでございます。まず、給与の改正につきましては、平成27年4月分の月例給について、民間が公務を上回ったということから、官民較差等に基づく平成27年度の給与水準の改定を行うもので、世代間の給与配分の観点から、民間との差が大きい若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げ、平成27年4月から遡及適用することといたしております。次に、期末勤勉手当につきましては、改正条例の第1条関係でございますけど、平成26年8月から平成27年7月までの直近1年間の支給実績について、民間が公務を上回ったということから、期末勤勉手当の支給月数を、現行の年間4.1月から0.1月分引き上げまして、年間4.2月の支給とするもので、勤務実績に応じた給与の推進のため、0.1月分の引上げにつきましては、勤勉手当に配分することとして、平成27年12月分から適用することとしております。なお、改正条例の第2条におきまして、ただいまの勤勉手当0.1月分の引上げにつきましては、平成28年度より、6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ振り分ける改正を併せて行うことといたしております。説明は以上でございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。

大井淳一郎委員 この改正によって影響額というとあれですが、どのぐらいの額が増額になるのでしょうか。影響額についてお示してください。

城戸人事課長 全体の詳しい数字を持ってきておりませんが、影響額といたしましては人勧分だけで約4,000万の増額でございます。

大井淳一郎委員 給与については給与表の水準を引き上げて平成27年4月から遡及適用と書いてありますが、その一方で期末勤勉手当については平成27年12月分から適用ということなんですが、6月分から適用ということも考えられたのではないかと思うんですが、12月からの適用の理由についてお答えください。

古谷人事課給与係長 人事課給与係長の古谷と申します。今の御質問なんですが、適用は12月から行うんですけども1年分を12月分に今回乗せて、来年からはそれを半分に割るという形で一応1年分という形にはなっております。

河野朋子委員長 ほかにありますか。

笹木慶之委員 私は標準職務表のことについてちょっと伺いますが、ようやく条例化されたかなという私個人的にはそう思うんですけどね、以前から規則の中にありましたが、条例化されたことによって実質的に級の移動があった職員があるのかなのかですね、教えてください。

城戸人事課長 以前規則で定めておりましたときには今回新しい職務表でございますけども、管理、監督業務を行うとかいろいろありまして、そこの今回の改正で移動があった職員はないと考えております。

笹木慶之委員 分かりました。そこが大事なところですからね。要は対応団体との問題等もあるわけでその辺のことがちょっと気になるから伺いました。

河野朋子委員長 ほかに質問はありますか。いいですか。

中島好人副委員長 今二つの点説明されて、一つは能力の問題も加算ちゅう形でありましたけども、その判定っていうかその辺のところはどういうふうにして決定されるのでしょうか。

城戸人事課長 これは人事評価が新たな制度としてこの4月から本格実施されるということで、人事評価自体が従来はいわゆる勤務評定というふうな形だけのものでもございましたけども、評価につきましては新たな制度としていわゆる能力評価と職員がその職務を発揮するに当たって発揮した能力とそれから業績評価、いわゆるその1年間を通じて挙げた業績、この2点から評価するというふうな形になっておりますので、評価の段階といたしましてはまず自己評価というのがございます。自分でまず評価する。1年間を振り返っていただくという制度がございます。その次に一次評価者として直属の係長なり、係長がいない場合は課長補佐なりという形で評価すると、最終的に所属長である課長が二次評価者として評価すると、その評価に基づいて部長級が調整者としての評価をすると、そういった評価を踏まえております。今までは一方的な評価でしたけども、新たな人事評価制度ではその評価結果を本人に開示してフィードバックすると、改善点として来年度こういう点を頑張ってくださいとか、ここはよく頑張っていたので、もうちょっとここをやったらいいですねといろんな日頃の日常業務を通じてのコミュニケーションを図るようなシステムになっております。

中島好人副委員長 今一つあれなんですけど、現状をやりながらということもあるかも分かりませんが、住民サービスとの関係でいろいろやっぱりその部署部署によっては、例えば生活保護の関係なんかで国が削れという中でよく削った、評価が上がるのかそういう評価になるのかどうか、その辺のところの具体的に言えばその辺はどういうふう評価されるのでしょうか。

城戸人事課長 これはそれぞれ部署によって担当業務も異なっておりますし、当然大元は市の総合計画とかそういった計画に基づいて各部門、部署が実施計画等に基づいて事業を展開しておりますので、その各部門に所属している職員というのはそれぞれの所属部署の組織目標というのがありますから、その中で自分の担当業務なりを踏まえて、目標を個人が最初に立てるわけですね。それに基づいてどれだけ目標に対して達成したかというふうな評価をしますので、仮に削減するという目標を立てて、それを達成すれば当然評価としてはされるというところでございますけども、この人事評価というのは、一番の目的は職員の育成と申しますか、能力開発とか組織の活性化ということを一番の目標にして実施するものでございますので、市民サービスという観点から申しますと職員の能力が上がることによって市民サービスも向上されるというふうな視点で私どもは捉えております。

中島好人副委員長 その辺のところはちょっと今日の委員会で確認しておきたいというふうに思います。もう一つ、あわせて、民間との格差によって民間のほうが上回ったと、これは人事院勧告で平均1,468円で0.35上回ったという国家公務員における人勧というふうになっているんですけども、当市の現状、状況としてはどのように捉えているのかその辺についてはいかがでしょうか。

城戸人事課長 本市におきましては、人事委員会というのを設けておりませんので、従来から国準拠という方針は変わりございませんので、現状といたしましては、今の民間が公務を上回ったという部分でこれを尊重するという考えでございます。それを本市の給料表に当てはめた場合は当然給料表、国は10級までございまして、本市は7級までしかないので、そういった今言われた0.36%という数字は異なってまいりますけども、基本的には国に準じるという形で給与それからほかの手当等の制度についても国に準じるという形でございます。

岡山明委員 ちょっと確認したいんですが、11号で言われているのは世代間の給与配分の観点から民間との差が大きい若年層を重点にということで若年層という表

現が出ておるんですけども、山陽小野田市見たときにどこの辺が若者に配慮しているかと、その辺をちょっとお聞きしたいと同時にその小野田市と他市の若年層の違いと具体的にお話できればお聞きしたいんですけど。小野田市の特徴あるところと他市との違いはあるかどうかもし分かればお願いしようかなと思っています。

城戸人事課長 若年層に重点的に配分ということで一番配分で言えば1級、2級、3級ですね、いわゆる係長になるまでぐらいの職員に厚く、それからそれに従って4級、5級、6級と上がるにつれて配分の率は少なくなっているということでございます。平均で0. 幾らというふうな配分率にはなっておりますけども、具体的に言うと大体1級ぐらいで2, 500円ぐらいの増と、それから一番上の部長級であれば1, 000円とかその辺ぐらいの配分になっております。それと他市との比較ということで一律に職員数自体を個別に比べていったということはございませんけども、本市の場合は合併後職員採用を控えていたという時期もございますので、どちらかという若い職員が少なかったというのがございますけども、この最近毎年平均的に職員採用をいたしておりますので、だんだん職員の比率というのは是正されてきているのかなというふうには感じております。

岡山明委員 若年層ということで私お話したときに、今1級から7級あるんですけども、何回かあった資料の中に1級が何歳で大体世代間と言ったらおかしいんですけど、1級から7級に対して言われているように1級とか2級を重点的に2, 500円上がっているという部分である程度1級から7級じゃないけど、年齢配分じゃないんですけど、若者が本当に今回上がっていると見していただくにはやっぱりある程度資料として1級が、2級が何名と、世代からいくと何歳から何歳までが該当していると、なおかつ2級から3級のメンバーを重点的に置いているとそういうような資料みたいなのがあれば見やすいなと思ったんですが、今後世代間の職員の形でせっかくあるんですから若者に重点を置いていると、それをちゃんと明確に分かるように見えるような形を出していただければなど。希望ですけど。

河野朋子委員長 その辺のデータはあるんですか。何か答弁できますか。

城戸人事課長 今、御用意したものはございませんけども、はい。

古谷人事課給与係長 予算書で、給費明細で一応級ごとのそういったのは出ておりますので、また御用意はしようと。

河野朋子委員長 予算書のほうにそういった数字が出ていますので、参照してくださいということです。ほかにありますか。

笹木慶之委員 さっきちょっとやめましたけどね、やっぱりもう1回聞きましょう。というのが人事評価制度のことなんですがね。4月から変わるということで、その辺りの本市の制度の変更に伴う取扱いのそういったものは委員会には示されませんか。今じゃなくていいですが。といいますのがね、ほかに今、新年度のほうに関連があるかなと思ったらないから聞くんですがね。というのが先ほどありましたように、従来の評価制度を抜本的に変えるわけですよ。それで自己申告も入ってくる。実はこの度、公平委員会の委員がまた新たに選任されたということで、その公平委員会の委員さんの決意の中にも明記されておる不服申立てとのことがありますよね。ということで従来よりもやはり、どう言いますかシビアな対応になるのではないかなというふうに感じられます。ですから、直接的には委員会審議と関係はないかもしれませんが、大きな制度の改正については何がしかのお示しできるものがあればと思うんですが、どうでしょうかね。

城戸人事課長 ただいまの人事評価制度につきましては今年度試行実施という形の中で進めてきておりまして、最終的に研修等を踏まえて職員の意見等も集約しながら最終的なものを作っていくという形で準備を進めております。4月から本格実施されますので、今人事評価のマニュアル等も作っております。それにきちんとした制度設計であるとか、進め方等の資料等は作成しておりますので、それが完成いたしましたら委員会といいますか、議会のほうにもお示しすることは特に問題がございませんので、完成しましたらお示ししたいというふう考えております。

笹木慶之委員 じゃあ、そのときによろしくお願ひしたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ質疑を打ち切りまして討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで採決に入ります。議案第11号に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。引き続きまして12号に移ります。はい、よろしくお願ひいたします。

城戸人事課長 それでは議案第12号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、国におきまして国会議員の期末手当の改正法案が可決されたことから、本市についても国に準じて所要の改正を行うものであります。改正の内容といたしましては、期末手当について、現行の年間3.1月から0.05月分を引き上げ、年間3.15月の支給とするもので、平成27年12月分からの適用することといたしております。第2条におきまして、0.05月分の引上げ分につきましては、平成28年度において、6月と12月の期末手当にそれぞれ0.025月ずつ振り分ける改正を行うことといたしております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。何か質問はありますか。いいですか。

中島好人副委員長 大井委員が引き続いて言うかと思ったけど、まあ0.05やけ幾らもないかも分かりませんが、これにおける影響額は幾らになるのかお尋ねしたいというふうに思います。

城戸人事課長 申し訳ございません。今ちょっと影響額について算出は、資料がございませんので、後ほど御報告をさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

河野朋子委員長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)はい、それじゃあ後は出していただくということですが、ほかに質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは質疑を打ち切りまして討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして第13号に移ります。13号についての説明をよろしくお願いいたします。

城戸人事課長 それでは議案第13号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の改正は、国の改正に準じて改正する職員の期末勤勉手当と同様に市長等につきまして所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、期末手当について、現行の年間3.95月から0.1月分引き上げ、年間4.05月の支給とするもので、平成27年12月分から適用することとしております。なお、市長等の期末手当につきましては、平成22年度から改正されておりましたが、この度開催された特別職報酬等審議会におきまして、期末手当については国に準じて改正されたいとの意見が付されておりますことから、平成27年度分につきましては、職員と同様0.1月分を引き上げ、職員との支給月数の差0.15月分につきましては、第2条、第4条の規定のとおり、平成28年度の支給分から適用することといたしております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。質疑はありませんか。

大井淳一郎委員 影響額はどれくらいでしょうか。

河野朋子委員長 済みません。今、計算されているんですかね。

城戸人事課長 この度の27年度の改正分については39万円くらいの増額、それから28年度については97万円くらいの影響額ということでございます。

河野朋子委員長 条例の改正についての議案ではありますが、この条例の改正によって、どれだけ影響があるかということは大変重要だと思いますし、この質問は想定される質問でありますので、今後そういったときには準備をしていただくようによろしくお願いいたします。ほかに質問は。

中島好人副委員長 今、委員長のほうから指摘がありましたけども、私のほうからも副委員長としてもこれは断じて許されん。こんなのは当たり前の話でしょう。額が上がる、下がる。幾ら上がるんですか。幾ら下がるんですかと。当たり前の話です。だから常任委員会に議案として提案されている。それに対して説明していこうという姿勢がなっていない。私のほうからもちょっと強くその辺のところは指摘しておきたいというふうに思います。

河野朋子委員長 ということでですので、重ねてよろしくお願いいたします。ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)この度、特別職の審議会ですかね。これの答申を受けての改正というかそういうことをされたということですが、これについて答申の中にいろいろ定義がされていますが、今後それについて取組はどのようにされる予定なのかちょっと確認いたしたいと思いますが、ほかに何か今後検討されるようなことがあるのかどうか。

城戸人事課長 この度の特別職の報酬と審議会におきまして、答申としていただいた

内容については全て尊重して改正するという方向で今調整を進めておりまして、この度の議案等にも反映させていただいたところでございます。それ以外に附帯意見として今回は特に議員さんの政務活動費等々についての意見も付されておりますので、これについては今から議会においても御検討いただきたいというふうには考えておるところでございます。

古川議会事務局長 今の報酬審の附帯意見の政務活動費の件、政務活動費を十分活動できるように考慮しなさいという附帯意見が付いたということで執行部のほうから私のほうにそういうような報告を受けておりますので、私のほうでは今議会のあり方特別委員会等々で今後協議していく形で考えております。

河野朋子委員長 確認させていただきました。ほかに質疑は。

大井淳一郎委員 今の関連で、報酬等審議会の諮問対象のことなんですけれども、報酬は分かるんですけども、こういった期末手当とかも含めて諮問されていたのか、今回も。それについて。諮問対象じゃないことについても近年附帯意見として出されております。そういうのは少し、議案とは直接ではないんですが、その諮問対象について確認したいと思います。

中村総務部長 今の御質問でございますが、諮問対象はあくまでも議員の報酬の額及び市長等の給料の額を諮問しております。ただ、議会の皆さん、市民からの問合せ等でいろいろ言われるのが、報酬だけでなくやはり期末手当、退職手当そういったものも含めて全体的に総合的にやっぱり議論していただくべきではないかということで御意見としては全ての資料を委員会に提出し、議論をいただいております。ですから答申の内容といたしましても今言いましたように、報酬の額、給料の額ではございますが、附帯意見として市民感覚で見たときに改善すべきものがあればそういったものは付けていただくという形で報酬審を開いております。

大井淳一郎委員 そうしますと、部長が今言われたことは一定の理解はあるんですが、

当初から諮問の対象にそういったことも含めることも考えられるんじゃないでしょうか。そうすれば附帯意見という形ではなくて市民感覚から見た総合的な意見というのが出されると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

中村総務部長 条例上、給料、報酬の額というところで諮問するというところになっておりますので、その辺りをどう解釈するかでございますが、今後の運用については御参考にさせていただきたいとは思っております。

河野朋子委員長 質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で人事関係を終わります。お疲れさまでした。入れ替わっていただきます。

(職員入替え)

河野朋子委員長 よろしいですか。それでは、承認第1号山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について担当課より説明をお願いいたします。

古谷税務課長 それでは税務課から承認第1号の山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について概要を御説明いたします。今回の条例改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に施行されたことに伴う所要の改正であり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。平成28年1月から行政手続における特定の個人を認識するための番号制度

の利用に関する法律に基づく番号制度が開始されますが、平成28年度の税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されました。この方針により平成27年12月25日に地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が施行されました。今回の見直しは、個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税義務者等の負担を軽減することを目的としていることから、個人番号の取扱いのみを見直すこととし、法人番号の取扱いについては変更しないこととされています。今回、市民税の減免及び特別土地保有税の減免で個人番号の記載を不要とされたのは、平成28年度の税制大綱においてマイナンバー記載の対象書類等の見直しが図られる中で、地方税法関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととされたためです。以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それではこの件で質疑を受けます。質疑はありますか。

笹木慶之委員 ちょっとよく分らないのですよね。それで、マイナンバーの関係は今年の申告には要りませんよね。来年度から要りますよね。そのこととの関連というのはないんですかね。

藤山税務課主幹 今議員さんがおっしゃったように市県民税の申告については、来年度の申告のときに個人番号、法人番号を記載するようになっております。今回の改正については、そういった市県民税の申告で個人番号、法人番号を知らせておいて、それに関連する減免等について再度個人番号、法人番号を求めることはやめようという趣旨で今回、年末に省令の改正があったところです。ですから1月1日に条例を施行したということで1年間タイムラグがあるんですけども、来年度以降については整合性が取れるのかなというふうに思います。

中島好人副委員長 今年1月から適用するために専決処分という理屈は分かりましたけれども、もしこれを専決しなければ来年の1月というふうになるんですか。しな

かった場合の状況はどうなるのか。

河野朋子委員長 承認しない場合ですね。

藤山税務課主幹 承認しない場合ということですか。もしそうであれば、議案として提出させていただいて、3月議会で審議していただいて、審議終了後速やかに・・・。

中島好人副委員長 意味がよく分からなかった。専決したのは今年の1月から適用するため専決したので分かるけれど、本来この専決というのはよっぽどの状況がない限り、議会を開催する期間がなかったりとかいう状況があるわけですから、例えばこの3月になると、3月議会があつて4月からというふうになるのか。

藤山税務課主幹 番号法が1月1日から施行されておりますので、それに併せて専決させていただいたということになりますから、それをもし専決という手続を取らないで3月議会で審議ということになりますと、その間が求めなければならないという形になろうかと思えます。

河野朋子委員長 市民がその間二重にそういうことをしなければいけないということではないんですよね。

藤山税務課主幹 そういうことです。

中島好人副委員長 現状はどういうふうな現状でしょうか。

藤山税務課主幹 今回の対象は減免でございます、年度当初に行われるということですので、これからなのかなという気もしますが、年度途中の減免の申請が出ましたときには、速やかにそれに対応したい。1月から3月に申請を受けた場合はこのとおりにやらせていただきたいと思います。現時点ではそういうのが出るというのは状況として把握しておりません。

岡山明委員 減免の対象者がいらっしゃるということで今回1月からの専決処分で継続されているという形なんです、その対象者が申請されたというのは実質何名ぐらいいらっしゃるんですか。

藤山税務課主幹 1月1日から施行で、今から3月までにどれだけ減免申請されるかというのとは不明でございます。現時点ではこちらとしては情報を持っていないので、件数としては把握しておりません。

河野朋子委員長 この件についてよろしいですか。討論はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。以上です。お疲れさまでした。

（執行部入替え）

河野朋子委員長 それでは城戸課長より報告をお願いします。

城戸人事課長 先ほどは大変失礼いたしました。議案第12号関係で御質問いただいております影響額について御回答申し上げたいと思います。議員の期末手当引上げ分の影響額は40万8,000円の増額でございます。大変失礼いたしました。

中島好人副委員長 あわせて、何となくその影響額の全部の、議案議決した後けれども、もう一度確認のために言いますと、議案第11号については4,000万ということでしたけれども、それでいいですね。それと市長等の特別職は26年と27年と言われたですかね。もう一回その辺を分かります。（発言する者あり）70万と

いう話ではなかったよ。(発言する者あり)

河野朋子委員長 28年度分が90万。この件は以上でいいですか。ありがとうございました。

(執行部退席)

河野朋子委員長 以上で議案の審査は終わりましたが、6番目の陳情要望について皆さん資料はお持ちですよ。この件について何か御意見があれば、税制改正に関する提言ということで何かありますか。特にここで言うべきことがあればお聞きしますが、特別なければそれぞれが読み置いておくということによろしいでしょうか。そのように取り計らいますがいいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)ということで付議事項は全部終わりましたので、委員会をこれで閉会いたします。

---

午前10時54分閉会

---

平成28年(2016年)2月24日

総務文教常任委員長 河野朋子